

組織運営規程

第1章 総 則

(総則)

第1条 社団法人京都府臨床検査技師会(以下「会」という)の組織および運営は、定款および附則によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 役 員

第2条 この会の役員の選任については別に定める役員選挙規程による。

第3章 常務理事会および理事会ならびに委員会

(常務理事会)

第3条 この会は、常務執行機関として常務理事会をおく。

2 常務理事会は、常務を担当する理事をもって充てる。

3 常務理事会は、定期的を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(理事会)

第4条 この会は、会務の執行機関として理事会をおく。

2 理事会は、理事を持って充てる。ただし、必要に応じ、理事会以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 理事会は、定期的を開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、随時開催することができる。

(委員会)

第5条 この会の組織運営のため、次の委員会をおく。

選挙管理委員会および役員推薦委員会

専門委員会

(選挙管理委員会および役員推薦委員会)

第6条 選挙管理委員会および役員推薦委員会は定款第11条の役員候補者の選出にあたり、総会に報告する。

2 任務、構成および運営については役員選挙規程に定める。

(専門委員会)

第7条 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

2 専門委員の定数は、理事会で定める。

3 委員は会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。

第4章 部局と運営

(部局)

第8条 (1)総務部

総務、会計、組織調査、渉外

(2) 学術部

学術、広報、事業

第9条 会長は、常務運営上特に必要と認めるときは、各部に、長、次長および委員、顧問、参与などをおくことができる。

- 2 会長は各部局に理事をあてて職務を分掌させることができる。
- 3 会長は必要なとき部局を招集することができる。
- 4 各部局は部局事業の運営について協議し、過年度経過報告ならびに新年度事業計画および予算について会長に報告する。
- 5 会長は総会で承認された収支予算に準じて活動費を部局に交付することができる。
- 6 部局は活動費の収支を明確にし、監査を受ける。
- 7 各部局は会誌その他編集に関する事項を定期的に報告する。
- 8 前項の任期は原則として定款第14条、第15条に準ずるものとする。

(総務)

第10条 総務においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、細則及び諸規程に関すること。
- (2) 会務の報告に関すること。
- (3) 文書の接受発行に関すること。
- (4) 会議ならびに議事録に関すること。
- (5) 事務所の管理に関すること。
- (6) 職員人事に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの。

(会計)

第11条 会計においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成および保持に関すること。
- (2) 現金の保管出納に関すること。
- (3) 財政の確立に関すること。
- (4) 年度収支予算の編成に関すること。
- (5) 収支決算書の作成に関すること。
- (6) 毎月の経理状況に関すること。
- (7) 会務執行に必要な借入金に関すること。
- (8) 暫定予算に関すること。
- (9) その他会計に関すること。

(組織調査)

第12条 組織においては、次の事務を司る。

- (1) 地区の活動に関すること。

- (2) 組織強化に関すること。
- (3) 会の事業に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 管理運営に関すること。
- (6) その他組織に関すること。

(渉外)

第 13 条 渉外においては、次の事務を司る。

- (1) 啓蒙宣伝に関すること。
- (2) 関係法規に関すること。
- (3) 待遇改善に関すること。
- (4) 養成機関に関すること。
- (5) 関係団体との連携に関すること。
- (6) その他渉外に関すること。

(学術)

第 14 条 学術においては、次の事務を司る。

- (1) 部門別検査研究班に関すること。
イ前号の部門別検査研究班の区分は、別表 1 のとおりとする。
ロ研究班ごとに班員の互選によって次の班員をおく。
 - 1 班長 1 名
 - 2 副班長 1 名
 - 3 編集委員 1 名
- (2) 学術研究調査及び学会に関すること。
- (3) 研究会、講習会の開催に関すること。
- (4) 内外学術団体との交流に関すること。
- (5) 定款第 4 条 (3)、(6) に定める事業。
- (6) その他学術に関すること。

(広報)

第 15 条 広報においては、次の事務を司る。

- (1) 会誌の編集、発行に関すること。
- (2) 編集委員会に関すること。
- (3) 内外文献に関すること。
- (4) その他刊行物に関すること。

(事業)

第 16 条 事業においては、定款第 1 条 (1)、(5)、(8) 項に定める事務を司る。

第 5 章 補足および附則

(入会金及び会費)

第 17 条 入会金および会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 3,000 円 (京臨技 1,000 円 , 日臨技 2,000 円) とする。
- (2) 会費 15,000 円 (京臨技 5,000 円 , 日臨技 10,000 円) とする。
- (3) 賛助会員の会費は、1 会員につき年額、1 口 40,000 円とする。
入会金 10,000 円とする。
- (4) 名誉会員の会費は免除または理事会の定めによる。

第 18 条

- (1) 会員の会費の納入は社団法人京都府臨床検査技師会・会計へ納入する。
- (2) 継続会員の会費の納入は毎年 1 2 月末日までに会計へ前納しなければならない。

第 19 条 この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。但し、第 17 条 (1) および (2) については、「会」分は総会の議決によるものとし、日本臨床検査技師会分は日臨技定款に従うものとする。

第 20 条 この規定は、昭和 6 0 年 11 月 1 1 日より適用する。

- 附 則
- 1 平成 6 年 一部改正
 - 2 平成 8 年 一部改正

別表 1 号表 (研究班の区分)

- 1 . 微生物検査研究班
- 2 . 血清検査研究班
- 3 . 血液検査研究班
- 4 . 臨床化学検査研究班
- 5 . 病理検査研究班
- 6 . 細胞診検査研究班
- 7 . 生理検査研究班
- 8 . 一般検査研究班
- 9 . 公衆衛生検査研究班
- 10 . 輸血検査研究班
- 11 . 臨床検査情報システム研究班
- 12 . 北部地区研究班